

令和2年度 子育てサポート企業として 9社が「くるみん認定」を取得！

青森労働局は、令和2年度において次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として9社を認定し、認定通知書を交付しました。これにより、青森県内のくるみん認定企業は33企業となりました。

くるみん認定企業の主な取組をご紹介します。他の認定企業の取組や詳細は、青森労働局ホームページ「くるみん・プラチナくるみん認定企業」のページをご覧ください。



＜社会福祉法人長老会＞

- ・妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口の設置。
- ・「管理職向け産休・育休の手引き」「従業員向け産休・育休の手引き」の作成。



＜社会福祉法人水鏡会＞

- ・産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの諸制度について社内への周知。
- ・半日有給休暇制度の導入。



＜社会福祉法人藤聖母園＞

- ・「仕事と子育ての両立に係る職場環境に対する調査」や「年次有給休暇の取得状況調査」の実施。
- ・調査の結果により、従業員から寄せられた意見や要望等を踏まえた職場環境改善の検討。



＜株式会社リブライズ＞

- ・「育児休業は、男性も取得できます！」をタイトルとした育児休業制度利用促進のための資料を作成し、周知。
- ・育児休業期間中の代替要員の確保。
- ・業務内容や業務体制の見直しの実施。



* 次世代育成支援対策推進法とは

次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業等が担う責務を明らかにした法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の事業主には、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ることを義務付けています。